

第百六十八回国 参議院 参議院運営委員会 會議録第九号

平成十九年十一月二十六日(月曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

十一月十六日
青木 愛君 補欠選任
金子 恵美君
十一月十九日
青木 愛君 補欠選任
金子 恵美君

出席者は左のとおり。

委員長 西岡 武夫君
理事 池口 修次君
小川 勝也君
榛葉賀津也君
岡田 直樹君
世耕 弘成君
山下 栄一君

委員

青木 愛君
川上 義博君
今野 東君
佐藤 公治君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
中村 哲治君
松野 信夫君
室井 邦彦君
磯崎 陽輔君
神取 忍君
島尻安伊子君
西田 昌司君
長谷川大紋君
丸川 珠代君
山内 俊夫君
義家 弘介君
山本 博司君

委員以外の議員

議長 仁比 聡平君
副議長 江田 五月君
事務局長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林壽秀君
記録部長 山口 一夫君
警務部長 富山 哲雄君
庶務部長 中村 剛君
管理部長 古賀 保之君
国際部長 諸星 輝道君
高橋 邦夫君

本日の会議に付した案件

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○特定任期付職員給与の特例に関する規程の制定に関する件

○本会議における平成十八年度決算の概要についての財務大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(西岡武夫君) ただいまから参議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、議員秘書の勤勉手当の支給割合を一般職の例に準じて改定しようとするものでございま

す。
以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西岡武夫君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件及び特定任期付職員給与の特例に関する規程の制定に関する件の両件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、政府職員の例に準じ国会議員の給料月額及び勤勉手当の改定の措置を講じるとともに、国会特別手当の廃止等に伴う所要の規定の整備を行おうとするものでござい

ます。

次に、特定任期付職員給与の特例に関する規程の制定に関する件でございますが、本件は、国会議員について、政府職員の例に準じた任期付職員制度を導入されることに伴い、特定任期付職員に適用される給料表等を定めようとするものでござい

ます。

以上でございます。

○委員長(西岡武夫君) 両件につきまして、ただいまの事務総長説明のとおり改正及び制定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本会議における平成十八年度決算の概要についての財務大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、平成十八年度決算の概要について額賀財務大臣から報告を聴取するとともに、これに対し、民主党・新緑風会・日本一人二十分、自由民主党・無所属の会及び公明党各々一人十分並びに日本共産党及び社会民主党・護憲連合各々一人五分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西岡武夫君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度決算の概要について)でございます。

額賀財務大臣から報告があり、これに対し、直嶋正行君、浅野勝人君、遠山清彦君、山下芳生君、又市征治君の順に質疑を行います。

次に、日程第二について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、内閣委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国会議員秘書給与法改正案の緊急上程でございます。

まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもって諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間の見込みでございます。

○委員長(西岡武夫君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西岡武夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後一時五十五分、本鈴は午後二時でございます。

暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 勤勉手当の額の改定

1 平成十九年十二月期の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。(第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

2 平成二十年度以後の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。(第二条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第一条関係)

改 正 案	現 行
(勤勉手当) 第十五条 略	(勤勉手当) 第十五条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前

二 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一の2は、平成二十年四月一日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十八」を「百分の六十二」に改め、同項第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十六・五」に改め、同項第四号中「百分の二十一・七五」を「百分の二十三・二五」に改める。

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十二」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「百分の四十六・五」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「百分の二十三・二五」を「百分の二十二・五」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

理 由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の七十二・五

二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十二

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十六・五

四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十一・七五

項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の七十二・五

二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十二

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十六・五

四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十一・七五

○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第二条関係)

改 正 案	現 行
(勤勉手当) 第十五条 略	(勤勉手当) 第十五条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の七十五	一 在職期間が六月の場合 百分の七十二・五
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十	二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十二
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十五	三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十六・五
四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十二・五	四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十一・七五

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「その」を「特別給料表の適用を受ける国会職員(勤務時間規程の適用を受け

項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の七十二・五

二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十八

三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十三・五

四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十一・七五

る国会職員を除く。)についてはその月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を、それ以外の国会職員についてはその「基礎」を「それぞれ基礎」に改める。

第七條の四第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

223,000	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800

194,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000

200,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800

205,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100

210,000	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600

214,400	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700

218,800	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800

153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600

159,700	220,400	260,500
162,300	222,400	262,400
164,900	224,400	264,300
167,500	226,400	266,200

170,200	228,300	268,200
171,900	230,200	270,100
173,600	232,100	272,000
175,300	234,000	273,900

176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500

183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900

189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000

別表第三イの表中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600

表中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
120,200	171,200
121,100	172,700
122,000	174,200
122,900	175,700
123,900	177,100
124,900	178,600
125,900	180,100
126,900	181,600
127,700	183,100
128,700	184,400
129,700	185,700
130,700	187,000
131,500	188,400
132,500	189,600
133,500	190,800
134,500	192,000
135,600	193,300
136,800	194,600
138,000	195,900
139,200	197,200

223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

に改め、別表第三イの備考□中「179,200円」を「181,200円」に改め、別表第三ロの

196,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000

202,000	260,100	304,700
203,300	261,500	306,400
204,600	262,900	308,100
205,900	264,300	309,800

207,100	265,600	311,300
208,200	266,900	312,900
209,300	268,200	314,500
210,400	269,500	316,100

211,600	270,600	317,800
212,600	271,900	319,400
213,600	273,200	321,000
214,600	274,500	322,600

215,600	275,700	324,100
216,600	276,800	325,300
217,600	277,900	326,500
218,600	279,000	327,700

219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800

155,700	214,600	252,600
157,200	216,500	254,600
158,700	218,400	256,600
160,200	220,300	258,600

161,600	222,000	260,500
164,300	223,900	262,400
166,900	225,800	264,300
169,500	227,700	266,200

172,200	229,500	268,200
173,900	231,300	270,100
175,600	233,100	272,000
177,300	234,900	273,900

178,800	236,500	275,800
180,600	238,000	277,700
182,400	239,500	279,600
184,200	241,000	281,500

185,800	242,500	283,200
187,300	244,000	285,100
188,800	245,500	287,000
190,300	247,100	288,900

191,600	248,400	290,600
192,900	250,000	292,400
194,200	251,600	294,200
195,500	253,200	296,000

197, 200	246, 700	165, 800	219, 200	133, 100	189, 700	203, 000	253, 600	176, 600	229, 000	140, 300	198, 300
198, 100	247, 600	167, 500	220, 500	134, 100	190, 800	203, 700	254, 200	178, 000	230, 200	141, 500	199, 600
199, 000	248, 500	169, 200	221, 800	135, 100	192, 000	204, 400	254, 800	179, 400	231, 400	142, 700	200, 900
199, 900	249, 400	170, 900	223, 100	136, 100	193, 200	205, 100	255, 400	180, 800	232, 600	143, 900	202, 200
200, 600	250, 400	172, 500	224, 200	137, 200	194, 400	205, 900	255, 900	182, 100	233, 800	145, 100	203, 600
201, 400	251, 200	173, 900	225, 400	138, 400	195, 600	206, 700	256, 400	183, 300	235, 000	146, 600	204, 900
202, 200	252, 000	175, 300	226, 600	139, 600	196, 700	207, 500	256, 900	184, 500	236, 200	148, 100	206, 200
203, 000	252, 800	176, 700	227, 800	140, 800	197, 800	208, 300	257, 400	185, 700	237, 400	149, 600	207, 500
203, 800	253, 600	178, 200	229, 000	141, 900	198, 800	を		186, 800	238, 600	151, 000	208, 800
204, 400	254, 200	179, 600	230, 200	143, 100	200, 000	1 級	2 級	187, 900	239, 600	152, 500	210, 100
205, 000	254, 800	181, 000	231, 400	144, 300	201, 200	給料月額	給料月額	189, 000	240, 600	154, 000	211, 400
205, 600	255, 400	182, 400	232, 600	145, 500	202, 400	円	円	190, 100	241, 600	155, 500	212, 700
						121, 600	172, 600				
206, 300	255, 900	183, 700	233, 800	146, 700	203, 600	122, 500	174, 100	191, 200	242, 700	157, 000	213, 800
207, 000	256, 400	184, 900	235, 000	148, 200	204, 900	123, 500	175, 600	192, 300	243, 700	158, 800	215, 200
207, 700	256, 900	186, 100	236, 200	149, 700	206, 200	124, 400	177, 100	193, 400	244, 700	160, 600	216, 600
208, 500	257, 400	187, 300	237, 400	151, 200	207, 500			194, 500	245, 700	162, 400	218, 000
						125, 400	178, 500	195, 600	246, 700	164, 200	219, 200
に改める。						126, 400	180, 000	196, 600	247, 600	165, 900	220, 500
						127, 400	181, 500	197, 600	248, 500	167, 600	221, 800
						128, 400	183, 000	198, 600	249, 400	169, 300	223, 100
						129, 200	184, 500	199, 400	250, 400	170, 900	224, 200
						130, 200	185, 700	200, 300	251, 200	172, 300	225, 400
						131, 200	187, 000	201, 200	252, 000	173, 700	226, 600
						132, 300	188, 300	202, 100	252, 800	175, 100	227, 800

155, 700	192, 800	230, 200	210, 000	253, 500	305, 500	176, 800	212, 600	253, 800	別表 第四中		
157, 200	194, 600	231, 900	211, 000	254, 600	307, 500	178, 600	214, 600	256, 100			
158, 700	196, 400	233, 600	212, 000	255, 700	309, 500	180, 400	216, 600	258, 400			
160, 200	198, 200	235, 200	213, 000	256, 800	311, 500	182, 200	218, 600	260, 700			
161, 600	200, 000	236, 900	214, 100	257, 800	313, 400	183, 800	220, 400	262, 900			
164, 300	201, 800	239, 000	214, 800	258, 800	315, 400	185, 300	222, 400	265, 200			
166, 900	203, 600	241, 100	215, 500	259, 800	317, 400	186, 800	224, 400	267, 500			
169, 500	205, 400	243, 200	216, 200	260, 800	319, 400	188, 300	226, 400	269, 800			
172, 200	207, 000	245, 100	217, 000	261, 600	321, 200	189, 600	228, 300	272, 100			
173, 900	208, 900	247, 400	217, 500	262, 400	323, 100	190, 900	230, 100	274, 300			
175, 600	210, 800	249, 600	218, 000	263, 200	325, 000	192, 200	231, 900	276, 500			
177, 300	212, 700	251, 800	218, 500	264, 000	326, 900	193, 500	233, 700	278, 700			
178, 800	214, 600	253, 800	219, 000	264, 800	328, 800	194, 900	235, 600	280, 700			
180, 600	216, 500	256, 100	219, 500	265, 600	330, 700	196, 200	237, 200	282, 800			
182, 400	218, 400	258, 400	220, 000	266, 400	332, 600	197, 500	238, 800	284, 900			
184, 200	220, 300	260, 700	220, 500	267, 200	334, 500	198, 800	240, 400	287, 000			
185, 800	222, 000	262, 900	を			200, 000	241, 900	289, 000			
187, 300	223, 900	265, 200	1 級	2 級	3 級	201, 300	243, 400	291, 100			
188, 800	225, 800	267, 500	給料月額	給料月額	給料月額	202, 600	244, 900	293, 200			
190, 300	227, 700	269, 800	円	円	円	203, 900	246, 400	295, 300			
191, 600	229, 500	272, 100	149, 800	185, 800	222, 900	205, 100	247, 900	297, 400			
192, 900	231, 200	274, 300	151, 300	187, 600	224, 800	206, 300	249, 300	299, 400			
194, 200	232, 900	276, 500	152, 800	189, 400	226, 700	207, 500	250, 700	301, 400			
195, 500	234, 600	278, 700	154, 400	191, 200	228, 500	208, 700	252, 100	303, 400			
									1 級	2 級	3 級
									給料月額	給料月額	給料月額
									円	円	円
									148, 000	183, 800	221, 100
									149, 500	185, 600	223, 000
									151, 000	187, 400	224, 900
									152, 500	189, 200	226, 800
									153, 800	190, 800	228, 600
									155, 300	192, 600	230, 400
									156, 800	194, 400	232, 200
									158, 300	196, 200	234, 000
									159, 700	198, 000	235, 800
									162, 300	199, 800	238, 000
									164, 900	201, 600	240, 200
									167, 500	203, 400	242, 400
									170, 200	205, 000	244, 400
									171, 900	206, 900	246, 800
									173, 600	208, 800	249, 200
									175, 300	210, 700	251, 600

187,800 228,700 267,000
190,300 230,600 269,000
192,800 232,500 271,000
195,300 234,400 273,000

別表第五中

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円 156,400	円 197,900	円 238,100
158,300	199,900	239,900
160,200	201,900	241,700
162,100	203,900	243,500
164,000	205,900	245,400
165,900	207,900	247,300
167,800	209,900	249,200
169,700	211,900	251,100
171,500	214,000	252,800
173,300	215,800	254,700
175,100	217,600	256,600
176,900	219,400	258,500
178,700	221,300	260,300
181,000	223,200	262,000
183,300	225,100	263,700
185,600	227,000	265,400

219,400 264,800 328,800
219,800 265,600 330,700
220,200 266,400 332,600
220,700 267,200 334,500

に改める。

196,900 236,400 280,700
198,200 237,900 282,800
199,500 239,400 284,900
200,800 240,900 287,000

202,000 242,300 289,000
203,300 243,700 291,100
204,600 245,100 293,200
205,900 246,600 295,300

207,100 247,900 297,400
208,200 249,300 299,400
209,300 250,700 301,400
210,400 252,100 303,400

211,600 253,500 305,500
212,500 254,600 307,500
213,400 255,700 309,500
214,300 256,800 311,500

215,300 257,800 313,400
215,900 258,800 315,400
216,500 259,800 317,400
217,100 260,800 319,400

217,800 261,600 321,200
218,200 262,400 323,100
218,600 263,200 325,000
219,000 264,000 326,900

241,800 276,400 324,600
243,300 278,200 326,600
244,800 280,000 328,600
246,300 281,800 330,600

247,800 283,700 332,600
249,200 285,500 334,600
250,700 287,300 336,600
252,200 289,100 338,600

253,600 291,000 340,400
255,100 292,900 342,400
256,600 294,800 344,400
258,100 296,700 346,400

259,500 298,400 348,300
261,000 300,200 350,300
262,500 302,000 352,300
264,000 303,800 354,300

265,300 305,500 356,200
267,000 307,300 358,400
268,700 309,100 360,600
270,300 310,900 362,800

に改める。

200,000 238,500 275,700
201,800 240,100 277,600
203,600 241,700 279,500
205,400 243,300 281,400

207,300 245,000 283,100
209,200 246,600 285,400
211,100 248,200 287,700
213,000 249,800 290,000

214,700 251,300 292,400
216,500 252,800 294,400
218,300 254,400 296,400
220,100 256,000 298,400

221,800 257,400 300,300
223,500 259,000 302,300
225,200 260,600 304,300
226,900 262,200 306,300

228,500 263,600 308,200
230,300 265,100 310,300
232,100 266,600 312,400
233,900 268,100 314,500

235,500 269,700 316,400
237,100 271,400 318,500
238,700 273,100 320,600
240,300 274,700 322,700

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円 158,300	円 200,200	円 240,100
160,200	202,200	241,900
162,100	204,200	243,700
164,000	206,200	245,500
165,900	208,200	247,400
167,900	210,200	249,300
169,800	212,200	251,200
171,800	214,200	253,100
173,600	216,300	254,800
175,400	218,100	256,700
177,200	219,900	258,600
179,000	221,700	260,400
180,900	223,600	262,100
183,200	225,500	263,700
185,500	227,400	265,300
187,800	229,300	266,800
190,000	231,000	268,300
192,600	232,900	270,200
195,100	234,800	272,100
197,600	236,700	274,000

233,200 269,100 316,400
234,800 270,900 318,500
236,400 272,700 320,600
238,000 274,500 322,700

239,500 276,400 324,600
241,100 278,200 326,600
242,700 280,000 328,600
244,300 281,800 330,600

245,900 283,700 332,600
247,500 285,500 334,600
249,100 287,300 336,600
250,700 289,100 338,600

252,200 291,000 340,400
253,800 292,900 342,400
255,400 294,800 344,400
257,000 296,700 346,400

258,500 298,400 348,300
260,100 300,200 350,300
261,700 302,000 352,300
263,300 303,800 354,300

264,700 305,500 356,200
266,500 307,300 358,400
268,300 309,100 360,600
270,100 310,900 362,800

を

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第六条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条の四第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

第七条の六第四項中、「国会特別手当」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則

(施行期日等)

第一条 この規程は、平成十九年 月 日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(国会議員の給与等に関する規程第三條第四項及び第七條の四第二項第一号の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

第二条 平成十九年四月一日からこの規程の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

適用を受けることとなつた国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた国会議員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動の日において、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照表
○国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第一条関係)

改正案	現行
第三条(略)	第三条(略)
第二項・第三項(略)	第二項・第三項(略)

(傍線の部分は改正部分)

給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、特別給料表の適用を受ける国会議員(勤務時間規程の適用を受ける国会議員を除く。)についてはその月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を、それ以外の国会議員についてはその月の現日数から勤務時間規程第四條第一項、第五條及び第六條の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を、それぞれ基礎として日割りによつて計算する。

第七條の四(略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五)を乗じて得た額の総額

(第二号 略)

(第三項・第四項 略)

給料額は、給料を、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間規程第四條第一項、第五條及び第六條の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第七條の四(略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額

(第二号 略)

(第三項・第四項 略)

現

行

改

正

案

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号	年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円							
	1		134,000	183,800	221,100							
	2		135,100	185,600	223,000							
	3		136,200	187,400	224,900							
	4		137,300	189,200	226,800							
	5		138,400	190,800	228,600							
	6		139,500	192,600	230,600							
	7		140,600	194,400	232,600							
	8		141,700	196,200	234,600							
	9		142,800	198,000	236,600							
	10		144,100	199,800	238,600							
	11		145,400	201,600	240,600							
	12		146,700	203,400	242,600							
	13		148,000	205,000	244,600							
	14		149,500	206,900	246,600							
	15		151,000	208,800	249,000							
	16		152,500	210,700	250,600							
	17		153,800	212,600	252,600	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	18		155,300	214,600	254,600							
	19		156,800	216,600	256,600							
	20		158,300	218,600	258,600							
	21		159,700	220,400	260,500							
	22		162,300	222,400	262,400							
	23		164,900	224,400	264,300							
	24		167,500	226,400	266,200							
	25		170,200	228,300	268,200							
	26		171,900	230,200	270,100							
	27		173,600	232,100	272,000							
	28		175,300	234,000	273,900							
	29		176,800	235,700	275,800							
	30		178,600	237,300	277,700							
	31		180,400	239,900	279,600							
	32		182,200	240,500	281,500							
	33		183,800	242,100	283,200							
	34		185,300	243,700	285,100							
	35		186,800	245,300	287,000							
	36		188,300	246,900	288,900							

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号	年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円							
	1		135,600	185,800	222,900							
	2		136,700	187,600	224,800							
	3		137,900	189,400	226,700							
	4		139,000	191,200	228,500							
	5		140,100	192,800	230,200							
	6		141,200	194,600	232,100							
	7		142,300	196,400	234,000							
	8		143,400	198,200	235,800							
	9		144,500	200,000	237,700							
	10		145,900	201,800	239,600							
	11		147,200	203,600	241,500							
	12		148,500	205,400	243,400							
	13		149,800	207,000	245,300							
	14		151,300	208,900	247,200							
	15		152,800	210,800	249,000							
	16		154,400	212,700	250,800							
	17		155,700	214,600	252,600	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	18		157,200	216,500	254,600							
	19		158,700	218,400	256,600							
	20		160,200	220,300	258,600							
	21		161,600	222,000	260,500							
	22		164,300	223,900	262,400							
	23		166,900	225,800	264,300							
	24		169,500	227,700	266,200							
	25		172,200	229,600	268,200							
	26		173,900	231,300	270,100							
	27		175,600	233,100	272,000							
	28		177,300	234,900	273,900							
	29		178,800	236,500	275,800							
	30		180,600	238,000	277,700							
	31		182,400	239,900	279,600							
	32		184,200	241,000	281,500							
	33		185,800	242,500	283,200							
	34		187,300	244,000	285,100							
	35		188,800	245,500	287,000							
	36		190,300	247,100	288,900							

37	189,600	418,400	290,600
38	190,900	250,000	292,400
39	192,200	251,800	294,200
40	193,500	253,200	296,000
41	194,900	254,600	297,900
42	196,200	256,000	299,600
43	197,500	257,400	301,300
44	198,800	258,800	303,000
45	200,000	260,100	304,700
46	201,300	261,500	306,400
47	202,600	262,900	308,100
48	203,900	264,300	309,800
49	205,100	265,600	311,300
50	206,300	266,900	312,800
51	207,500	268,200	314,500
52	208,700	269,500	316,100
53	210,000	270,800	317,800
54	211,100	271,900	319,400
55	212,200	273,200	321,000
56	213,300	274,500	322,600
57	214,400	275,700	324,100
58	215,500	276,800	325,300
59	216,600	277,900	326,500
60	217,700	279,000	327,700
61	218,800	280,200	328,800
62	219,900	281,200	329,800
63	221,000	282,200	330,800
64	222,100	283,200	331,800
65	223,000	284,200	332,700
66	224,100	285,100	333,500
67	225,200	286,000	334,300
68	226,300	286,900	335,100
69	227,300	287,900	336,000
70	228,100	288,700	336,700
71	228,900	289,500	337,400
72	229,700	290,300	338,100
73	230,500	291,100	338,600
74	231,200	291,600	339,200
75	231,900	292,100	339,800
76	232,600	292,600	340,400
77	233,400	293,000	340,800
78	234,200	293,400	341,300
79	235,000	293,800	341,800
80	235,800	294,200	342,300
81	236,500	294,500	342,800
82	237,200	294,900	343,300
83	237,900	295,300	343,800
84	238,600	295,700	344,300

85	239,400	296,000	344,800					
86	240,100	296,400	345,300					
87	240,800	296,800	345,800					
88	241,500	297,200	346,300					
89	242,300	297,500	346,700					
90	242,800	297,900	347,200					
91	243,300	298,300	347,700					
92	243,800	298,700	348,200					
93	244,100	298,900	348,500					
94		299,300	349,000					
95		299,700	349,500					
96		300,100	350,000					
97		300,300	350,300					
98		300,700	350,800					
99		301,100	351,300					
100		301,500	351,800					
101		301,700	352,100					
102		302,100	352,500					
103		302,500	352,900					
104		302,900	353,300					
105		303,100	353,800					
106		303,500	354,200					
107		303,900	354,600					
108		304,300	355,000					
109		304,500	355,500					
110		304,900	355,900					
111		305,300	356,300					
112		305,700	356,700					
113		305,900	357,200					
114		306,300						
115		306,700						
116		307,100						
117		307,300						
118		307,600						
119		307,900						
120		308,200						
121		308,600						
122		308,900						
123		309,200						
124		309,500						
125		309,900						
所任 用職 員	186,800	214,600	259,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。
(二) 2表の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

85	239,400	296,000	344,800					
86	240,100	296,400	345,300					
87	240,800	296,800	345,800					
88	241,500	297,200	346,300					
89	242,300	297,500	346,700					
90	242,800	297,900	347,200					
91	243,300	298,300	347,700					
92	243,800	298,700	348,200					
93	244,100	298,900	348,500					
94		299,300	349,000					
95		299,700	349,500					
96		300,100	350,000					
97		300,300	350,300					
98		300,700	350,800					
99		301,100	351,300					
100		301,500	351,800					
101		301,700	352,100					
102		302,100	352,500					
103		302,500	352,900					
104		302,900	353,300					
105		303,100	353,800					
106		303,500	354,200					
107		303,900	354,600					
108		304,300	355,000					
109		304,500	355,500					
110		304,900	355,900					
111		305,300	356,300					
112		305,700	356,700					
113		305,900	357,200					
114		306,300						
115		306,700						
116		307,100						
117		307,300						
118		307,600						
119		307,900						
120		308,200						
121		308,600						
122		308,900						
123		309,200						
124		309,500						
125		309,900						
所任 用職 員	186,800	214,600	259,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。
(二) 2表の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

現 行						改 正 案							
口 行政職給料表(一)						口 行政職給料表(二)							
職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級 給付月額	2 級 給付月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級 給付月額	2 級 給付月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	正	120,200	171,200				1	正	121,600	172,600			
2		121,100	172,700				2		122,500	174,100			
3		122,000	174,200				3		123,500	175,600			
4		122,900	175,700				4		124,400	177,100			
5		123,900	177,100				5		125,400	178,500			
6		124,900	178,600				6		126,400	180,000			
7		125,900	180,100				7		127,400	181,500			
8		126,900	181,600				8		128,400	183,000			
9		127,700	183,100				9		129,200	184,500			
10		128,700	184,400				10		130,200	185,700			
11		129,700	185,700				11		131,200	187,000			
12		130,700	187,000				12		132,300	188,300			
13		131,500	188,400				13		133,100	189,700			
14		132,500	189,600				14		134,100	190,800			
15		133,500	190,800				15		135,100	192,000			
16		134,500	192,000				16		136,100	193,200			
17		135,600	193,300				17		137,200	194,400			
18		136,600	194,600				18		138,400	195,600			
19		138,000	195,800				19		139,600	196,700			
20		139,200	197,200				20		140,800	197,800			
21		140,300	198,300	(略)	(略)	(略)	21		141,900	198,800	(略)	(略)	(略)
22		141,500	199,600				22		143,100	200,000			
23		142,700	200,900				23		144,300	201,200			
24		143,900	202,200				24		145,500	202,400			
25		145,100	203,600				25		146,700	203,600			
26		146,600	204,900				26		148,200	204,900			
27		148,100	206,200				27		149,700	206,200			
28		149,600	207,500				28		151,200	207,500			
29		151,000	208,800				29		152,600	208,800			
30		152,500	210,100				30		154,100	210,100			
31		154,000	211,400				31		155,600	211,400			
32		155,500	212,700				32		157,100	212,700			
33		157,000	213,800				33		158,600	213,800			
34		158,800	215,200				34		160,400	215,200			
35		160,600	216,600				35		162,200	216,600			
36		162,100	218,000				36		164,000	218,000			
37		164,200	219,200				37		165,800	219,200			
38		165,900	220,500				38		167,500	220,500			
39		167,600	221,800				39		169,200	221,800			
40		169,300	223,100				40		170,900	223,100			

再生
用費以
外の
職員

41	170,900	224,200
42	172,300	225,400
43	173,700	226,600
44	175,100	227,800
45	176,600	229,000
46	178,000	230,200
47	179,400	231,400
48	180,800	232,600
49	182,100	233,800
50	183,300	235,000
51	184,500	236,200
52	185,700	237,400
53	186,800	238,600
54	187,900	239,600
55	189,000	240,600
56	190,100	241,600
57	191,200	242,700
58	192,300	243,700
59	193,400	244,700
60	194,500	245,700
61	195,600	246,700
62	196,600	247,600
63	197,600	248,500
64	198,600	249,400
65	199,400	250,400
66	200,300	251,200
67	201,200	252,000
68	202,100	252,800
69	203,000	253,600
70	203,700	254,200
71	204,400	254,800
72	205,100	255,400
73	205,900	255,900
74	206,700	256,400
75	207,500	256,900
76	208,300	257,400
77	208,900	258,000
78	209,600	258,500
79	210,300	259,000
80	211,000	259,500
81	211,700	259,900
82	212,400	260,200
83	213,100	260,500
84	213,800	260,800
85	214,500	261,200
86	215,200	261,600
87	215,900	262,000
88	216,600	262,400
89	217,200	262,600
90	217,800	263,000
91	218,400	263,400
92	219,000	263,800

再生
用費以
外の
職員

41	172,500	224,200
42	173,900	225,400
43	175,300	226,600
44	176,700	227,800
45	178,200	229,000
46	179,600	230,200
47	181,000	231,400
48	182,400	232,600
49	183,700	233,800
50	184,900	235,000
51	186,100	236,200
52	187,300	237,400
53	188,400	238,600
54	189,500	239,600
55	190,600	240,600
56	191,700	241,600
57	192,800	242,700
58	193,900	243,700
59	195,000	244,700
60	196,100	245,700
61	197,200	246,700
62	198,100	247,600
63	199,000	248,500
64	199,900	249,400
65	200,600	250,400
66	201,400	251,200
67	202,200	252,000
68	203,000	252,800
69	203,800	253,600
70	204,400	254,200
71	205,000	254,800
72	205,600	255,400
73	206,300	255,900
74	207,000	256,400
75	207,700	256,900
76	208,500	257,400
77	208,900	258,000
78	209,600	258,500
79	210,300	259,000
80	211,000	259,500
81	211,700	259,900
82	212,400	260,200
83	213,100	260,500
84	213,800	260,800
85	214,500	261,200
86	215,200	261,600
87	215,900	262,000
88	216,600	262,400
89	217,200	262,600
90	217,800	263,000
91	218,400	263,400
92	219,000	263,800

93	219,500	264,200			
94	220,000	264,600			
95	220,500	265,000			
96	221,000	265,400			
97	221,600	265,600			
98	222,100	265,900			
99	222,600	266,200			
100	223,100	266,500			
101	223,700	266,900			
102	224,300	267,200			
103	224,900	267,500			
104	225,500	267,800			
105	225,900	268,100			
106	226,400	268,400			
107	226,900	268,700			
108	227,400	269,000			
109	227,800	269,300			
110	228,300	269,600			
111	228,800	269,900			
112	229,300	270,200			
113	229,800	270,500			
114	230,300	270,800			
115	230,800	271,100			
116	231,300	271,400			
117	231,700	271,700			
118	232,100	272,000			
119	232,500	272,300			
120	232,900	272,600			
121	233,300	272,800			
122		273,100			
123		273,400			
124		273,700			
125		273,800			
126		274,100			
127		274,400			
128		274,700			
129		274,800			
130		275,100			
131		275,400			
132		275,700			
133		275,800			
134		276,100			
135		276,400			
136		276,700			
再任用職員	137	276,800			
192,700	204,200	(略)	(略)	(略)	

備考 この表は、機器の運転操作その他の「部長及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるもの」に適用する。

93	219,500	264,200			
94	220,000	264,600			
95	220,500	265,000			
96	221,000	265,400			
97	221,600	265,600			
98	222,100	265,900			
99	222,600	266,200			
100	223,100	266,500			
101	223,700	266,900			
102	224,300	267,200			
103	224,900	267,500			
104	225,500	267,800			
105	225,900	268,100			
106	226,400	268,400			
107	226,900	268,700			
108	227,400	269,000			
109	227,800	269,300			
110	228,300	269,600			
111	228,800	269,900			
112	229,300	270,200			
113	229,800	270,500			
114	230,300	270,800			
115	230,800	271,100			
116	231,300	271,400			
117	231,700	271,700			
118	232,100	272,000			
119	232,500	272,300			
120	232,900	272,600			
121	233,300	272,800			
122		273,100			
123		273,400			
124		273,700			
125		273,800			
126		274,100			
127		274,400			
128		274,700			
129		274,800			
130		275,100			
131		275,400			
132		275,700			
133		275,800			
134		276,100			
135		276,400			
136		276,700			
再任用職員	137	276,800			
192,700	204,200	(略)	(略)	(略)	

備考 この表は、機器の運転操作その他の「部長及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるもの」に適用する。

現

行

改

正

案

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職務 の級 の号	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	148,000	183,800	221,100			
2	2	149,500	185,600	223,000			
3	3	151,000	187,400	224,900			
4	4	152,500	189,200	226,800			
5	5	153,800	190,800	228,600			
6	6	155,300	192,600	230,400			
7	7	156,800	194,400	232,200			
8	8	158,300	196,200	234,000			
9	9	159,700	198,000	235,800			
10	10	162,300	199,800	238,000			
11	11	164,900	201,600	240,200			
12	12	167,500	203,400	242,400			
13	13	170,200	206,000	244,400			
14	14	171,900	206,900	246,800			
15	15	173,600	208,800	249,200			
16	16	175,300	210,700	251,600			
17	17	176,800	212,600	253,800	(略)		
18	18	178,600	214,600	256,100	(略)		
19	19	180,400	216,600	258,400			
20	20	182,200	218,600	260,700			
21	21	183,800	220,400	262,900			
22	22	185,300	222,100	265,200			
23	23	186,800	224,400	267,500			
24	24	188,300	226,400	269,800			
25	25	189,600	228,300	272,100			
26	26	190,900	230,100	274,300			
27	27	192,200	231,900	276,500			
28	28	193,500	233,700	278,700			
29	29	194,900	235,600	280,700			
30	30	196,200	237,200	282,800			
31	31	197,500	238,600	284,900			
32	32	198,800	240,400	287,000			
33	33	200,000	241,900	289,000			
34	34	201,300	243,400	291,100			
35	35	202,600	244,900	293,200			
36	36	203,900	246,400	295,300			

職員の 区分	職務 の級 の号	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	149,800	185,800	222,900			
2	2	151,300	187,600	224,800			
3	3	152,800	189,400	226,700			
4	4	154,400	191,200	228,500			
5	5	155,700	192,800	230,200			
6	6	157,200	194,600	231,900			
7	7	158,700	196,400	233,600			
8	8	160,200	198,200	235,200			
9	9	161,600	200,000	236,900			
10	10	164,300	201,800	239,000			
11	11	166,900	203,600	241,100			
12	12	169,500	205,400	243,200			
13	13	172,200	207,000	245,100			
14	14	173,900	208,900	247,400			
15	15	175,600	210,800	249,600			
16	16	177,300	212,700	251,800			
17	17	178,800	214,600	253,800	(略)		
18	18	180,600	216,500	256,100	(略)		
19	19	182,400	218,400	258,400			
20	20	184,200	220,300	260,700			
21	21	185,800	222,000	262,900			
22	22	187,300	223,900	265,200			
23	23	188,800	225,800	267,500			
24	24	190,300	227,700	269,800			
25	25	191,600	229,500	272,100			
26	26	192,900	231,200	274,300			
27	27	194,200	232,900	276,500			
28	28	195,500	234,600	278,700			
29	29	196,900	236,400	280,700			
30	30	198,200	237,900	282,800			
31	31	199,500	239,400	284,900			
32	32	200,800	240,900	287,000			
33	33	202,000	242,300	289,000			
34	34	203,300	243,700	291,100			
35	35	204,600	245,100	293,200			
36	36	205,900	246,600	295,300			

[illegible]

81	280,200	359,800			
82	280,600	360,500			
83	281,000	361,200			
84	281,400	361,900			
85	281,600	362,400			
86	282,000	363,000			
87	282,400	363,600			
88	282,800	364,200			
89	283,100	364,900			
90	283,400	365,500			
91	283,700	366,100			
92	284,000	366,700			
93	284,300	367,200			
94	284,600	367,700			
95	284,900	368,200			
96	285,200	368,700			
97	285,400	369,300			
98	285,800	369,900			
99	286,200	370,500			
100	286,600	371,100			
101	286,800	371,500			
102	287,100	372,000			
103	287,400	372,500			
104	287,700	373,000			
105	288,000	373,500			
106	288,300	374,000			
107	288,600	374,500			
108	288,900	375,000			
109	289,200	375,500			
110	289,600	376,000			
111	290,000	376,500			
112	290,400	377,000			
113	290,600	377,500			
前任 用職 員	181,900	209,200	283,800	(略)	(略)

備考 この表は、速記に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

81	280,200	359,800			
82	280,600	360,500			
83	281,000	361,200			
84	281,400	361,900			
85	281,600	362,400			
86	282,000	363,000			
87	282,400	363,600			
88	282,800	364,200			
89	283,100	364,900			
90	283,400	365,500			
91	283,700	366,100			
92	284,000	366,700			
93	284,300	367,200			
94	284,600	367,700			
95	284,900	368,200			
96	285,200	368,700			
97	285,400	369,300			
98	285,800	369,900			
99	286,200	370,500			
100	286,600	371,100			
101	286,800	371,500			
102	287,100	372,000			
103	287,400	372,500			
104	287,700	373,000			
105	288,000	373,500			
106	288,300	374,000			
107	288,600	374,500			
108	288,900	375,000			
109	289,200	375,500			
110	289,600	376,000			
111	290,000	376,500			
112	290,400	377,000			
113	290,600	377,500			
前任 用職 員	181,900	209,200	283,800	(略)	(略)

備考 この表は、速記に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現

行

別表第五 議院書院職給料表（第一条関係）

職員の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	156,400	197,900	238,100				
2	158,300	199,800	239,900				
3	160,200	201,500	241,100				
4	162,100	203,900	243,500				
5	164,000	206,900	245,400				
6	166,800	209,900	247,300				
7	167,800	209,900	249,200				
8	169,700	211,900	251,100				
9	171,500	214,000	252,800				
10	173,300	216,800	254,700				
11	175,100	218,600	256,500				
12	176,900	219,400	258,500				
13	178,700	221,300	260,300				
14	181,000	223,200	262,000				
15	183,300	225,100	263,700				
16	185,600	227,000	265,400				
17	187,800	228,700	267,000				
18	190,300	230,600	269,000				
19	192,800	232,500	271,000				
20	195,300	234,400	273,000				
21	197,700	236,200	274,900	(略)			
22	199,500	237,800	277,000	(略)			
23	201,300	239,400	279,100	(略)			
24	203,100	241,000	281,200				
25	206,000	242,700	283,100				
26	209,900	244,400	285,400				
27	208,800	246,100	287,700				
28	210,700	247,800	289,000				
29	212,400	249,400	292,400				
30	214,300	251,100	294,400				
31	216,000	252,800	296,400				
32	217,800	254,500	298,400				
33	219,500	256,000	300,300				
34	221,200	257,700	302,300				
35	222,900	259,400	304,300				
36	224,600	261,100	306,300				
37	226,200	262,600	308,200				
38	228,000	264,200	310,300				
39	229,800	265,800	312,400				
40	231,600	267,400	314,500				
41	233,200	269,100	316,600				
42	234,800	270,900	318,600				
43	236,400	272,700	320,600				
44	238,000	274,500	322,700				
45	239,600	276,100	324,600				
46	241,100	278,200	326,600				
47	242,700	280,000	328,600				
48	244,300	281,800	330,600				

改

正

別表第五 議院書院職給料表（第一条関係）

職員の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	156,300	200,200	240,100				
2	160,200	202,200	241,900				
3	162,100	204,200	243,700				
4	164,000	206,200	245,500				
5	166,900	208,200	247,400				
6	167,800	210,200	249,300				
7	169,800	212,200	251,200				
8	171,800	214,200	253,100				
9	173,800	216,300	254,900				
10	175,800	218,300	256,700				
11	177,800	219,900	258,600				
12	179,800	221,700	260,400				
13	180,900	223,600	262,100				
14	183,200	225,500	263,700				
15	185,500	227,400	265,300				
16	187,800	229,300	266,800				
17	190,000	231,000	268,300				
18	192,600	232,900	270,200				
19	195,100	234,800	272,100				
20	197,600	236,700	274,000				
21	200,000	238,500	275,700	(略)			
22	202,800	240,100	277,600	(略)			
23	205,600	241,700	279,500	(略)			
24	208,400	243,300	281,400				
25	207,300	245,000	283,100				
26	209,200	246,600	285,400				
27	211,100	248,200	287,700				
28	213,000	249,800	289,000				
29	214,700	251,300	292,400				
30	216,500	252,800	294,400				
31	218,300	254,400	296,400				
32	220,100	256,000	298,400				
33	221,800	257,400	300,300				
34	223,500	259,000	302,300				
35	225,200	260,600	304,300				
36	226,900	262,200	306,300				
37	228,500	263,600	308,200				
38	230,300	265,100	310,300				
39	232,100	266,600	312,400				
40	233,900	268,100	314,500				
41	235,500	269,700	316,600				
42	237,100	271,100	318,600				
43	238,700	272,700	320,600				
44	240,300	274,300	322,700				
45	241,800	276,100	324,600				
46	243,300	278,200	326,600				
47	244,800	280,000	328,600				
48	246,300	281,800	330,600				

105	332,000	373,800	408,700		
106	333,400	374,400	409,200		
107	334,800	375,000	409,700		
108	336,200	375,600	410,200		
109	337,700	376,300	410,800		
110	339,000	376,900	411,300		
111	340,300	377,500	411,800		
112	341,600	378,100	412,300		
113	342,800	378,700	412,800		
114	343,900	379,300	413,100		
115	345,000	379,900	413,600		
116	346,100	380,500	414,100		
117	347,300	381,000	414,400		
118	348,500	381,600	414,900		
119	349,300	382,200	415,400		
120	350,300	382,800	415,900		
121	351,400	383,200	416,200		
122	352,400	383,700	416,700		
123	353,400	384,200	417,200		
124	354,400	384,700	417,700		
125	355,500	385,300	418,000		
126	356,100	385,800			
127	356,700	386,300			
128	357,300	386,800			
129	357,800	387,100			
130	358,300	387,600			
131	358,800	388,100			
132	359,300	388,600			
133	359,800	388,900			
134	360,300	389,400			
135	360,800	389,900			
136	361,300	390,400			
137	361,800	390,700			
138	362,300	391,200			
139	362,800	391,700			
140	363,300	392,200			
141	363,800	392,500			
142	364,300				
143	364,800				
144	365,300				
145	365,800				
146	366,100				
147	366,600				
148	367,100				
149	367,400				
150	367,900				
151	368,400				
152	368,900				
153	369,200				
所任 用職 員	252,500	257,700	289,500	(略)	(略)

備考 この表は、議院費額に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

105	332,000	373,800	408,700		
106	333,400	374,400	409,200		
107	334,800	375,000	409,700		
108	336,200	375,600	410,200		
109	337,700	376,300	410,800		
110	339,000	376,900	411,300		
111	340,300	377,500	411,800		
112	341,600	378,100	412,300		
113	342,800	378,700	412,800		
114	343,900	379,300	413,100		
115	345,000	379,900	413,600		
116	346,100	380,500	414,100		
117	347,300	381,000	414,400		
118	348,500	381,600	414,900		
119	349,300	382,200	415,400		
120	350,300	382,800	415,900		
121	351,400	383,200	416,200		
122	352,400	383,700	416,700		
123	353,400	384,200	417,200		
124	354,400	384,700	417,700		
125	355,500	385,300	418,000		
126	356,100	385,800			
127	356,700	386,300			
128	357,300	386,800			
129	357,800	387,100			
130	358,300	387,600			
131	358,800	388,100			
132	359,300	388,600			
133	359,800	388,900			
134	360,300	389,400			
135	360,800	389,900			
136	361,300	390,400			
137	361,800	390,700			
138	362,300	391,200			
139	362,800	391,700			
140	363,300	392,200			
141	363,800	392,500			
142	364,300				
143	364,800				
144	365,300				
145	365,800				
146	366,100				
147	366,600				
148	367,100				
149	367,400				
150	367,900				
151	368,400				
152	368,900				
153	369,200				
所任 用職 員	252,500	257,700	289,500	(略)	(略)

備考 この表は、議院費額に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

○国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行

第六条 (略)

(第一号、第十三号 略)

十四 特殊勤務手当

十五 住居手当

十六 通勤手当

十七 単身赴任手当

第七条の四 (略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本
属長(各議院事務局の事務総長、各議院法
制局の法制局長、国立国会図書館の館長、
裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追
委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議
院の議長が協議して定める基準に従つて定
める割合を乗じて得た額とする。この場合
において、本属長が支給する勤勉手当の額
の、その者に所属する次の各号に掲げる国
会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に掲げる額を超えてはならない。
一 前項の国会議員のうち再任用職員以外
の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該
国会議員がそれぞれその基準日現在(退
職し、又は死亡した国会議員にあつて
は、退職し、又は死亡した日現在。次項
において同じ。)において受けるべき扶養
手当の月額並びにこれに対する地域手当
及び広域異動手当の月額の合計額を加算
した額に、百分の七十五(特定幹部職員
にあつては、百分の九十五)を乗じて得
た額の総額

(第二号 略)

(第三号、第四号 略)

第七条の六 (略)

(第二項、第三項 略)

第六条 (略)

(第一号、第十三号 略)

十四 国会特別手当

十五 特殊勤務手当

十六 住居手当

十七 通勤手当

十八 単身赴任手当

第七条の四 (略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本
属長(各議院事務局の事務総長、各議院法
制局の法制局長、国立国会図書館の館長、
裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追
委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議
院の議長が協議して定める基準に従つて定
める割合を乗じて得た額とする。この場合
において、本属長が支給する勤勉手当の額
の、その者に所属する次の各号に掲げる国
会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に掲げる額を超えてはならない。
一 前項の国会議員のうち再任用職員以外
の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該
国会議員がそれぞれその基準日現在(退
職し、又は死亡した国会議員にあつて
は、退職し、又は死亡した日現在。次項
において同じ。)において受けるべき扶養
手当の月額並びにこれに対する地域手当
及び広域異動手当の月額の合計額を加算
した額に、百分の七十七・五(特定幹部
職員にあつては、百分の九十七・五)を
乗じて得た額の総額

(第二号 略)

(第三号、第四号 略)

第七条の六 (略)

(第二項、第三項 略)

再任用職員には扶養手当、初任給調整手
当、住居手当及び単身赴任手当を支給しな
い
第八条 削除

再任用職員には扶養手当、初任給調整手
当、国会特別手当、住居手当及び単身赴任
手当を支給しない。
第八条 国会開会中において勤労の強度が著
しい事務に従事した国会議員には、予算の
範囲内で、国会特別手当を支給することが
できる。

特定任期付職員の給与の特例に関する規程
案

第一条 この規程は、国会職員法(昭和二十二年
法律第八十五号)第三条の二第一項の規定によ
り任期を定めて採用された国会職員(以下「特定
任期付職員」という。)の給与の特例に関する事
項を定めるものとする。
(給与に関する特例)

第二条 特定任期付職員には、次の給料表を適用
する。

号	給 料 月 額
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

2 特定任期付職員の号給は、特定任期付職員が
従事する業務に応じて両議院の議長が協議して
定める基準に従い決定する。

3 特定任期付職員について、特別の事情により
第一項の給料表に掲げる号給により難いとき
は、前二項の規定にかかわらず、その給料月額
を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同
表に掲げる六号給の給料月額との差額に「一から
の各整数を順次乗じて得られる額を加えた額の
いずれかに相当する額(国会議員の給与等に関

する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決
定。以下「給与規程」という。))の指定職給料表八
号給の額未満の額に限る。又は給与規程の指定
職給料表八号給の額に相当する額とすることが
できる。

4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙
げたと認められる国会職員には、両議院の議長
が協議して定めるところにより、その給料月額
に相当する額を特定任期付職員業績手当として
支給することができる。

5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規
定による給料月額の決定及び前項の規定による
特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲
内で行わなければならない。
(給与規程の適用除外等)

第三条 給与規程第一条、第六条第一号から第三
号まで、第十二号及び第十五号、第六条の二か
ら第六条の四まで並びに第七条の四の規定は、
特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与規程第七条の二
第一項及び第七条の三第二項の規定の適用につ
いては、給与規程第七条の二第一項中「以下「特
定管理職員」とあるのは「特定任期付職員の給
与の特例に関する規程(平成十九年 月
日両院議長決定)第二条第一項の給料表の適用
を受ける国会職員を含む。以下「特定管理職
員」と、給与規程第七条の三第二項中「百分の
百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分

の百六十を」とあるのは「百分の百八十を」とする。

(両院議長協議決定への委任)

第四条 この規程の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第二条 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)の一部

を次のように改正する。

第一条中「(という)及び」を「(という)」、「に改め、「勤務時間規程」という。」の下に「及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年 月 日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程」という。)」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務国会職員についての特定任期付職員給与特例規程の特例)

第三条の二 育児短時間勤務国会職員についての特定任期付職員給与特例規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特定任期付職員給与特例規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特定任期付職員の給与の特例に関する規程案 新旧対照表

○育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)(附則第二条関係)

改 正 案

(趣旨)

第一条 この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員(以下「育児短時間勤務国会職員」という。)等及び同法第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下「任期付短時間勤務国会職員」という。)について、国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定。以下「給与規程」という。)、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。))及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程(平成十九年 月 日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程」という。)の特例を定めるものとする。

(育児短時間勤務国会職員についての特定任期付職員給与特例規程の特例)

第三条の二 育児短時間勤務国会職員についての特定任期付職員給与特例規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特定任期付職員給与特例規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第
二項

決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休

第二条第二項

決定する

決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間から除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする

第二条第三項

相当する額と

相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

第四条中「前二条」を「前三条」に改める。

現

行

(趣旨)

第一条 この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会職員(以下「育児短時間勤務国会職員」という。)等及び同法第十九条第一項の規定により任用された国会職員(以下「任期付短時間勤務国会職員」という。)について、国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定。以下「給与規程」という。))及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)の特例を定めるものとする。

(新設)

		暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第二条第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員についての準用)

第四条 前三条の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員について準用する。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員についての準用)

第四条 前二条の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をする国会職員について準用する。

十一月二十六日(月)の議事予定

日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度決算の概要について)

報告 額賀財務大臣

質疑 直嶋 正行君(民) 二〇分

浅野 勝人君(自) 一〇分

遠山 清彦君(公) 一〇分

山下 芳生君(共) 五分

又市 征治君(社) 五分

日程第二 温泉法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)

日程第三 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、平和憲法の改悪反対に関する請願(第八五五号)

第八五五号 平成十九年十一月十三日受理

平和憲法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市秋山六六五ノ一 阿部真司 外二万六千四百四十七名

紹介議員 小池 晃君

日本国憲法は、悲惨な戦争と多くの犠牲・惨禍の反省から、国民の平和と民主主義の願いを込めて生み出された。しかし、今、平和、暮らしが脅かされようとしており、戦争に巻き込まれていくのではないかと懸念する人が増えている。戦争の惨禍、殺りくと破壊の恐ろしさ、むなしさを経験している仲間もたくさんおり、核廃絶、戦争反対はすべての人々の願いである。二度と戦争を起こさないために、平和憲法をしっかり守り、いかしていくことこそ日本に求められている国際的役割である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条の改悪を行わないこと。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十八」を「百分の六十二」に改め、同項第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十六・五」に改め、同項第四号中「百分の二十一・七五」を「百分の二十三・二五」に改める。

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十二」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「百分の四十六・五」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「百分の二十三・二五」を「百分の二十二・五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

平成十九年十一月二十八日印刷

平成十九年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B